

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年8月23日（月）13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更、令和3年2月17日申請受理）に関し、同年8月20日付けで受理した補正申請について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 増設雑固体廃棄物焼却設備のロータリーキルン摺動部に、想定を超える摩耗があったことから構造の変更を行うこと。
 - 増設雑固体廃棄物焼却設備の吸気フィルタが設置されている場所の運用を見直し、管理対象区域から非管理区域へ変更を行うとしていること。
 - 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントをした。
 - ロータリーキルンの構造の変更を行うことにより、散逸防止の機能等に影響がないことを説明すること。
 - 管理対象区域の変更に際して、非管理区域へ変更する場所の構造等及び汚染がない区域としての変更を行うとした根拠を説明すること。
6. その他
資料：増設雑固体廃棄物焼却設備焼却境界部の構造変更ならびに、管理対象区域の適正化についての補足資料